

◎新潟県告示第516号

建築士法（昭和25年法律第202号）第9条第1項の規定により、次のとおり二級建築士の免許を取り消した。

令和元年10月11日

新潟県知事 花 角 英 世

免許の取消しをした年月日	免許の取消しをした建築士の氏名	登録番号	免許の取消しの理由
令和元年8月9日	広島 孝久	第6092号	死亡
令和元年8月9日	池田 晴聡	第17256号	死亡
令和元年9月13日	小林 民男	第11453号	死亡